

小樽市公衆浴場・クリーニング業支援金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格や原材料・資材等の物価の高騰の影響を受けている市内に事業所又は店舗を構える公衆浴場のうち、物価統制令によって入浴料金が統制されている浴場（以下「普通浴場」という。）及びクリーニング所（洗たく物の受取及び引渡のみを行うものを除く、以下単に「クリーニング所」という。）を営む法人及び個人事業主に対して、事業継続の負担の軽減を目的として実施する小樽市公衆浴場・クリーニング業支援金給付事業に係る支援金（以下単に「支援金」という。）の支給に関し、小樽市補助金等交付規則（平成27年小樽市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援金の支給対象者)

第2条 支援金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する法人又は個人事業主とする。

- (1) 普通浴場又はクリーニング所を営む事業者
- (2) 事業を行うための事業所を市内に設置している者
- (3) 第4条の規定による支援金の申請日時点において市内で事業を営んでおり、かつ、支援金の受給後も引き続き当該事業を継続する意思がある者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、対象者から除くものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
- (2) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体
- (3) 第6条第1項に規定する暴力団等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、支援金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断する者

(支援金の額等)

第3条 支援金の額は、次の表に定める額とする。

種別	要件	支援金の額（1事業者当たり）
普通浴場	令和5年度公衆浴場基本調査の入浴料収入500万円未満	30万円
	令和5年度公衆浴場基本調査の入浴料収入500万円以上1000万円未満	60万円
	令和5年度公衆浴場基本調査の入浴料収入1000万円以上	90万円
クリーニング所	—	30万円

2 支援金の支給は、1事業者につき1回限りとする。

3 支援金は、予算の範囲内で支給する。

(支援金の支給申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小樽市公衆浴場・クリーニング業支援金申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請するものとする。

- (1) 市内での事業の実態が確認できるもの（営業許可書又は確認証の写し）
- (2) 預金通帳の写し（口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名及び支店名が分かるページの写し）
- (3) クリーニング所を営む法人については従事者名簿の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、令和7年7月1日から同年9月30日までに行うものとする。た

だし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

（支給の決定及び確定等）

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかにその内容の審査を行い、支援金の支給の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により支援金を支給することを決定し、及びその額を確定したときは、小樽市公衆浴場・クリーニング業支援金支給決定兼支給額確定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するとともに、速やかに支払うものとする。

3 市長は、第1項の規定により支援金を支給しないことを決定したときは、小樽市公衆浴場・クリーニング業支援金支給不承認決定通知書（様式第3号）により、その旨及び理由を明示し、申請者に通知する。

（暴力団等の排除）

第6条 市長は、小樽市暴力団の排除の推進に関する条例第3条第2項に規定する警察その他の関係機関に対し、申請者又は支援金の支給決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）が、暴力団等に該当するか否かについて、必要に応じ照会を行うものとする。

2 市長は、申請者が暴力団等に該当することが判明したときは、当該暴力団等に支援金を支給しない旨の決定をするものとする。

3 市長は、支給決定者が暴力団等に該当すると判明したときは、当該暴力団等に係る支援金の支給決定を取り消し、又は既に支給されている支援金の返還を命ずるものとする。

（決定の取消し）

第7条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 虚偽その他の不正手段により支援金の支給決定を受けたとき。

(2) 法令又はこの要綱に違反したとき。

2 市長は、支給決定者について前項各号の疑義がある場合は、当該支給決定者を調査し、若しくは報告を求め、又は関係機関へ照会することができる。

3 市長は、第1項の規定により支援金の支給決定を取り消した場合は、書面により、支給決定者に通知するものとする。

（返還）

第8条 市長は、前条の取消しを行った場合において、既に支給した支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により支援金の全部又は一部の返還を命ずる場合は、書面により、支給決定者に通知するものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月12日から施行する。

小樽市公衆浴場・クリーニング業支援金申請書

（宛先）小樽市長

申請者	個人 事業主	(住 所) 〒 (氏 名) 印
	法人	(所 在 地) 〒 (名 称) (代 表 者 職・氏名) 印

（※許可証又は確認証記載のとおりに記入してください）

小樽市公衆浴場・クリーニング業支援金給付事業に係る支援金の支給を受けたいので、下記の宣誓事項等に同意及び誓約し、小樽市公衆浴場・クリーニング業支援金給付事業実施要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。支給決定された場合は下記の口座に振り込まれるよう申し込みます。

【以下「小樽市処理欄」以外は、全て記入してください。】
※修正を行う際は、修正テープ等は使用せず、訂正印にて修正してください。

①	支給年度／事業の名称	令和7年度／小樽市公衆浴場・クリーニング業支援金給付事業			
②	事業所（店舗）名・所在地	事業所（店舗）名： 所在地：小樽市			
③	支援金申請額 （該当するものに☑）	普通浴場 □30万円(入浴料収入500万円未満) □60万円(入浴料収入500万円以上1000万円未満) □90万円(入浴料収入1,000万円以上) ※入浴料収入は令和5年度公衆浴場基本調査の数値による クリーニング所 □30万円(個人事業主・法人)			
④	担当者・連絡先	【担当者氏名】		【電話番号】	
⑤	振込先	銀行・組合・金庫		店	
		普通・当座	口座番号	口座名義人	※通帳の2ページ目で確認ください。 (カナ)
					(漢字)

※ 添付必須書類（添付書類を確認の上、□に✓を御記入願います。）

- 事業の実態が確認できるもの（事業に必要な許可証又は確認証のコピー）
- 振込先の通帳のコピー（⑤振込先（カナ）の記載事項を確認できるページ）

【宣誓事項等】次の事項に相違ないことを誓います。

- ・ 支援金の支給日以後も事業を継続する意思がある。
- ・ 支援金の対象者の要件を満たしており、対象外となる事業者（性風俗関連、政治団体又は宗教団体、暴力団等）に該当しない。
- ・ 申請書類の内容は全て真実である。（虚偽が判明した場合は、支援金の返還に応じる。）

【小樽市処理欄 ※記入不要】

処理年月日	支給決定額／不承認	審査		不承認理由	確認日時・内容
令和 年 月 日					／、： □ 入力 ㊞

樽衛指令第 号
令和 年 月 日

（申請者所在地）

（申請者名称・代表者職氏名） 様

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市公衆浴場・クリーニング業支援金支給決定兼支給額確定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった支援金の支給について次のとおり決定したので、小樽市公衆浴場・クリーニング業支援金給付事業実施要綱第5条の規定により通知します。

記

支給年度	令和7年度
事業の名称	小樽市公衆浴場・クリーニング業支援金給付事業
支給額	円

（交付条件）

支援金に係る予算の執行の適正を期するため、申請者に対して報告を求め、又は市の職員に当該申請者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。

（留意事項）

- 1 小樽市公衆浴場・クリーニング業支援金給付事業実施要綱を遵守すること。
- 2 虚偽その他の不正手段により支援金を受給した場合は、支援金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（小樽市保健所生活衛生課）

樽衛指令第 号
令和 年 月 日

（申請者所在地）
（申請者名称・代表者職氏名） 様

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市公衆浴場・クリーニング業支援金支給不承認決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった支援金の支給について次のとおり支給しないことを決定したので、小樽市公衆浴場・クリーニング業支援金給付事業実施要綱第5条の規定により通知します。

記

事業の名称 小樽市公衆浴場・クリーニング業支援金給付事業

不承認とした理由

（小樽市保健所生活衛生課）